

## 藤沢市職員定数条例の一部改正について

### 1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に藤沢市職員定数条例（以下「条例」という。）を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数（別表）、いわゆる「条例定数」を改正してきました。

その中で、平成29年には、新たな行政需要への対応に加え、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加への対応、また、令和2年には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う職の整理への対応などにより、所要の改正を行ってきました。

#### 「各年度の職員定数」

区分		令和4年度 定数	令和5年度 定数	令和6年度 定数	令和7年度 定数	令和8年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	2,038人	2,058人	2,072人	2,102人	2,109人
	市民病院職員	919人	930人	940人	948人	950人
議会局職員 (令和6年度までは議会事務局職員)		16人	14人	15人	15人	15人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		237人	241人	244人	245人	246人
選挙管理委員会事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
監査委員事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
農業委員会事務局職員		6人	6人	6人	6人	6人
消防職員		449人	453人	454人	455人	465人
合計「各年度の職員定数」 A		3,683人	3,720人	3,749人	3,789人	3,809人
(対前年度増減)		11人	37人	29人	40人	20人
再任用短時間勤務職員のフルタイム換算分 B		46人	35人	33人	33人	32人
「条例定数」 A+B		3,729人	3,755人	3,782人	3,822人	3,841人

## 2 改正内容

条例定数 3,822人 → 3,841人(19人増)

「令和8年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数（別表）、いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数(3,822人) + 行政需要への対応に伴う増減数(19人)

= 3,841人

### 「定数条例別表 増減表」

区分		現行の定数 A	業務増への対応 B	業務見直しに伴う減 C	行政需要への対応に伴う増減数 D (B+C)	改正定数 E (A+D)
市長部局の職員	一般職員	2,132人	26人	△19人	7人	2,139人
	市民病院職員	948人	2人	0人	2人	950人
議会局職員		15人	0人	0人	0人	15人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		248人	0人	0人	0人	248人
選挙管理委員会事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
監査委員事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
農業委員会事務局職員		6人	0人	0人	0人	6人
消防職員		455人	10人	0人	10人	465人
合計		3,822人	38人	△19人	19人	3,841人

### (1) 行政需要への対応に伴う増減数（D）の内訳

#### ア 業務増に伴う増（B）の主な内容

市民センターにおける地域福祉推進体制の強化、鵜沼・片瀬地区における救急体制の整備、共創推進体制の強化、生活・文化拠点再整備事業の入札事務の対応、地域防災計画及び災害時職員行動マニュアルの抜本的見直し、多死社会に向けた取組への対応、窓口協働事業の執行体制の見直し、市民病院リハビリ体制充実に向けた対応、ふるさと納税業務への対応

#### イ 業務見直し及び執行体制見直しに伴う減（C）の主な内容

戸籍の氏名の振り仮名法制化対応の進捗、柄沢保育園の閉園、専用車・共用自動車運用業務の見直し

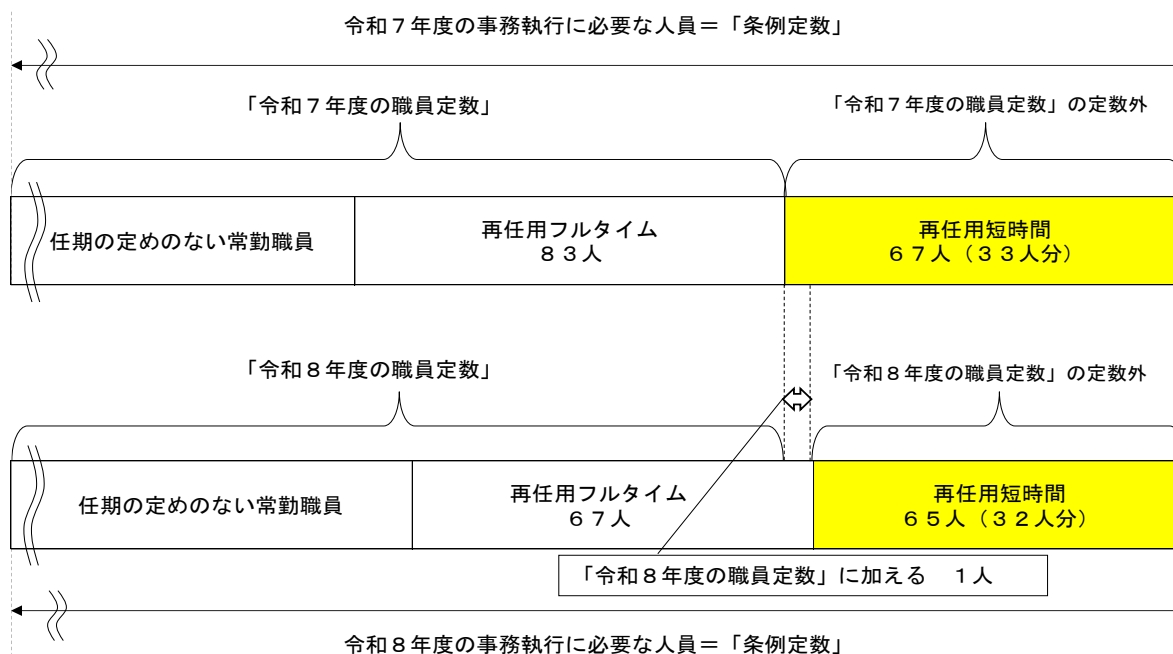
### 3 雇用と年金の接続に伴う定数の整理

雇用と年金の接続に伴い平成29年度に条例定数に加えた57人分については、新たに再任用になる職員が65歳を迎える年度まで原則フルタイム勤務となる令和4年度以降、その時点での再任用職員の状況により整理をすることとしています。

令和5年度から定年年齢の65歳への段階的な引上げが開始されましたが、令和8年度においては、再任用短時間勤務職員（定年引上げとなる職員で短時間勤務を希望する定年前再任用短時間勤務職員を含める。以下同じ。）の従事人数としては、65人（フルタイム換算32人分）を予定しています。令和7年度の再任用短時間勤務職員のフルタイム換算33人分から減少した1人分については、常時勤務職員を配置して対応します。

そうした状況を踏まえ、令和8年度については、次のイメージ図のとおり「条例定数」及び「各年度の職員定数」の整理を行います。

（イメージ図）



#### (1) 条例定数

条例定数は、任期の定めのない常勤職員、再任用フルタイム勤務職員のほか、各年度の職員定数の定数外の扱いとなる再任用短時間勤務職員をフルタ

イム換算した人数も含めており、事務執行に必要な人員の総数を定めたものです。

再任用短時間勤務職員の状況に伴い、事務執行に必要な人員の総数は変わらないため、条例定数に直接的な影響はありません。

## (2) 各年度の職員定数

再任用短時間勤務職員数の前年度差分をフルタイム換算して職員定数に加える取り扱いとしており、令和8年度の再任用短時間勤務職員は32人分と令和7年度の33人分の差である1人は、各年度の職員定数に含める常時勤務職員を配置することから、令和8年度の職員定数に加えます。令和9年度以降についても、再任用短時間勤務職員の状況に伴い常時勤務職員を配置していく場合には、同様に整理してまいります。

## 4 今後の職員定数の考え方

今後については、「藤沢市市政運営の総合指針2028」に掲げる「行政運営の考え方」のもと、持続的な行政運営基盤の確立に向けて、現行の定員管理基本方針に基づき、行政最適化による執行体制の確立を進め、会計年度任用職員制度を検証し適正な運用を行うとともに、不測の事態等に迅速かつ柔軟に対応できる組織執行体制の構築を図る中で、社会情勢等を踏まえた対応を図り、効率的な組織の維持と行政サービスの質の向上に取り組んでまいります。

以 上

(事務担当 総務部 行政総務課)